

後期高齢者医療制度 医療費通知を送付します

どの程度医療機関を受診しているかを知り、健康と医療に対する関心を深め、診療日数や医療費に誤りがないかを確認するため、医療費通知を送付します。医療費通知は確定申告の医療費控除にも利用できます。

《送付時期》

- 1回目…1月下旬(令和3年1月～10月診療分)
- 2回目…3月中旬(令和3年11月、12月診療分)

《対象者》 ※以下の全てに該当する方

- 期間中に後期高齢者医療の資格がある方
- 期間中に医療機関を受診している方

※死亡者・DV支援対象者・医療費通知送付停止申出者は送付対象外です。

■医療費通知に関する問い合わせ

- 医療費通知コールセンター

☎050-3850-1053(1月27日運用開始)

月～金曜(祝日を除く) 8時30分～17時15分

※令和3年中に広島県へ転入した方の転入前の医療費通知は、転入前の都道府県の後期高齢者医療広域連合へ問い合わせてください。

問 保険医療課 医療保険年金係
☎・お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

民生委員・児童委員が変わりました

担当地区	担当者
甲田町 (下市・中市・湧永住宅・本町・上市・紅葉ヶ丘住宅・甲田住宅)	山中 玲子さん
向原町 (坂10区・11区・12区・13区・14区)	横田 清次さん

📌 ！ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

問 社会福祉課 社会福祉係
☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

大腸がん検診精密検査費用助成事業

【お詫びと訂正】

「広報あきたかた」12月号(P12)に掲載した「大腸がん検診精密検査費用助成事業」の対象範囲および申請時必要書類等の内容に誤り・記載漏れがありました。訂正し、お詫びいたします。

《対象》

【誤】 下記のいずれかで大腸がん検診を受けた結果、要精密検査と診断され、令和3年度に精密検査を受けた方

- 安芸高田市総合健診
- 安芸高田市人間ドック健診
- 安芸高田市個別医療機関大腸がん検診

【正】 大腸がん検診の実施主体に関わらず、大腸がん検診を受けた結果、要精密検査と診断され、令和3年度に精密検査を受けた方

《申請時必要書類等》

- 安芸高田市大腸がん検診精密検査費用助成申請書兼請求書
- 口座番号が確認できるもの
- 精密検査の領収書(写し)
- 精密検査結果が分かるもの

■市ホームページ

「大腸がん検診精密検査費用助成事業」



問 健康長寿課 健康推進係
☎・お太助フォン 42-5633 ☎ 47-1282

お太助タクシーチケット 使用上の注意

重度障害者の外出支援のためにお太助タクシーチケットを交付しています。

■今年度交付したチケットの使用期限

3月31日(木)

※チケットは市が指定するタクシー業者であれば、市外・市内どちらへの移動にも使用できます。

■チケット使用時の注意点

- 利用対象者本人(チケットに印字している名前の方)の乗車時以外は使用できません。
- チケット使用時は、本人確認のため必ず身体障害者手帳などを乗務員に提示してください。

※不正使用があった場合は、チケット相当分の返金が必要になります。



問 社会福祉課 障害者福祉係
☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報

令和4年度 安芸高田市奨学金 奨学生募集

学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校への修学が困難な方へ、修学上必要な学資金の一部を貸し付けます。

《対象者》 ※以下の全てに該当する方

- 奨学金貸付を希望する本人、または扶養している家族の住所が1年以上本市にある方
- 高校や大学などに在学している方
- 市が定める基準※「経済的理由で修学が困難である者」に該当する方

※市が定める基準「経済的理由で修学が困難である者」の目安
4人世帯(父:給与収入/母:無収入/本人:大学生/妹:中学生)を想定した場合、世帯の収入が639万円以下

- 学習状況が良好な方
- 国や地方公共団体などが行っている他の奨学金を受けていない方(給付型奨学金は併用可)
- 連帯保証人を2人立てられる方

《申請時必要書類等》

- 奨学金貸付申請書
- 所得を証明する書類(本人が生計を営む場合は本人、その他の場合は世帯全員分)
- 在学証明書

マイナンバーカード 企業向け交付申請出張サポート

本市の企業などに市職員が出向いてマイナンバーカードの交付申請をサポートします。希望する方はカード用の顔写真の撮影も行います。

《対象団体》

- 本市に本店、支店などの事業所がある企業、法人で、以下の訪問条件全てに該当する場合
- 訪問先が安芸高田市内の事業所(個人宅以外)
- 5人以上が申請(5人未満は別途相談に応じます)
- 対象団体が希望者の取りまとめ、資料配布、会場誘導などができる
- 対象団体が会場スペース、机、椅子、電源の用意、新型コロナウイルス感染症対策ができる

《申請対象者》

- 本市に住民票があり、対象団体に在籍している方
- 今回初めて申請する方

- 世帯全員の住民票
- 個人情報閲覧に関する同意書

《受付期間》

2月1日(火)～4月20日(水)

《受付・提出窓口》

教育委員会事務局 教育総務課

※申請書は受付窓口に設置しています(市ホームページからダウンロードできます)。

※郵送での提出はできません。

《貸付の決定》

収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で審査のうえ可否を決定し、申請者へ通知します(6月下旬頃)。

■奨学金返還免除制度

市の奨学金を利用していた方で、一定の要件を満たしている場合は奨学金の返還を免除します。

■市ホームページ

「安芸高田市奨学金(貸付)」



問 教育総務課 総務係
☎・お太助フォン 42-0049 ☎ 42-4396

■市ホームページ

「マイナンバーカード企業向け交付申請出張サポート」



問 総合窓口課 窓口係
☎・お太助フォン 42-5616 ☎ 42-2130